

## 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団役員等報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団定款第41条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (常勤役員の報酬)

第2条 常勤である役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

2 常勤役員の給料月額、別表第1に定める額とする。

3 常勤役員の通勤手当及び期末手当の額は、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団総合職員給与等支給規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例による。ただし、同規程第24条第5項に規定する給料の月額に乗ずる割合は、別表第2に定める割合とする。

### (非常勤役員等の報酬)

第3条 評議員及び常勤でない役員の報酬は、評議員会及び理事会への出席1日につき10,000円とする。ただし、職員である役員には報酬は支給しない。

2 監事が監査を実施した場合の報酬は、1日につき10,000円とする。ただし、税理士又は公認会計士である監事が会計監査を実施した場合は、1日につき90,000円とする。

### (報酬受取りの辞退)

第4条 前条の規定による報酬の受取りを希望しない役員等は、報酬の受取りを辞退することができる。

### (報酬の支給方法)

第5条 第2条の規定による常勤役員の報酬の支給の方法は、職員の例による。

2 第3条第1項の規定による評議員及び常勤でない役員の報酬は、評議員会又は理事会への出席の都度現金で直接支給する。ただし、本人の同意があれば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 第3条第2項の規定による監事の報酬は、監査実施後速やかに預金又は貯金の口座への振込みの方法により支給する。

### (旅費及び費用の弁償)

第6条 常勤役員の受ける旅費並びに常勤役員を除くその他の役員等がその職務を行うために要した費用の弁償として受ける旅費は、別表第3によるほか、その支給については、職員の例による。

### (報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合はその退任し、又は解任された日までの報酬を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その日の属する月の末日までの報酬を支給する。

4 月の中途における就任、退任（死亡による退任を除く。）、又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。この場合において、計算金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（公表）

第8条 理事長は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 4 日から施行し、改正後の附則第 2 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 役職名  | 給料月額     |
|------|----------|
| 理事長  | 523,000円 |
| 副理事長 | 408,000円 |
| 常務理事 | 335,000円 |

別表第2（第2条関係）

| 役職名  | 割合      |
|------|---------|
| 理事長  | 100分の25 |
| 副理事長 | 100分の20 |
| 常務理事 | 100分の15 |

別表第3（第6条関係）

| 区分          | 鉄道賃   | 船賃 | 車賃<br>(1kmにつき) | 日当<br>(1日につき) | 宿泊料(1夜)     |             | 食事料<br>(1夜につき) |
|-------------|-------|----|----------------|---------------|-------------|-------------|----------------|
|             |       |    |                |               | 甲地          | 乙地          |                |
| 理事長         | グリーン車 | 1等 | 円<br>37        | 円<br>3,000    | 円<br>14,800 | 円<br>13,300 | 円<br>3,000     |
| その他の<br>役員等 | グリーン車 | 1等 | 円<br>37        | 円<br>2,600    | 円<br>13,100 | 円<br>11,800 | 円<br>2,600     |